

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

◆計画期間 平成29年度から平成31年度

◆地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

「山陽小野田市 地域内フィーダー系統確保維持計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

山陽小野田市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等が運行されており、地域住民の日常生活における移動手段の確保を行っているが、高齢化の進展や合併に伴う生活圏域の広域化等により市民の移動ニーズは多様化しており、こうしたニーズに対応した効率的、効果的な公共交通サービスの構築が急務となっている。

厚狭北部地域においては、マイカーの普及や人口減等に伴う利用者の減少を受けて民間事業者による路線バスが運行廃止となり、現在、市が主体となって委託して「厚狭北部便」を運行しているが、利便性が低く、近年、利用者が減少傾向にある。一方で、高齢化等によりマイカーを利用できず、日常生活における移動に支障をきたす高齢者が増加することが予想され、地域に適した効果的・効率的な移動サービスが課題となっている。

このような中、本市では、平成25年2月に公募に応募した市民18名からなる山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を立ち上げ、市の公共交通空白・不便地域における市民の公共交通手段について協議を重ねたほか、平成26年3月に交通事業者や住民の代表、行政関係者等で組織する「山陽小野田市地域公共交通会議」を発足させ、厚狭北部地域にとって望ましい公共交通のあり方について検討を行い、当該地域でデマンド型乗合タクシーの運行を開始することとした。

（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線）

平成27年1月より地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、朝夕の通学時間帯以外（平成27年4月以降通学時間帯以外の厚狭北便廃止）の交通空白時間帯に地域住民（高齢者や児童・生徒等）やマイカーを自由に利用できない住民の通院・買い物・通学等を中心とした生活を守るため、地域の周辺部から幹線につなぐ結節点までの地域内フィーダー路線を確保していくことが不可欠であり、公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。

（湯の峠・陽光台・山川線）

平成27年1月より地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、バス路線から離れた交通空白地帯の地域住民（高齢者や児童・生徒等）やマイカーを自由に利用できない住民の通院・買い物・通学等を中心とした生活を守るため、地域の周辺部から幹線につなぐ結節点までの地域内フィーダー路線を確保して

いくことが不可欠であり、公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1 1日当たりの利用者数（目標）

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	昨年度実績
利用者数	18人以上	20人以上	21人以上	15.44人

平成27年度（1月～9月）における松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線と湯の峠・陽光台・山川線の両路線を合わせた1日当たりの利用人数は、約15人であった。利用者については、運行開始から徐々に増加する傾向がみられ、直近である5月の1日当たりの利用者数は、18.9人であったため、これら実績値を参考にして、平成29年度の目標値を設定する。

2 事業の効果

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない住民の日常生活（通院、買い物等）における移動手段が確保できる。
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段が確保できる。
- ・結節点をJR厚狭駅とすることで、鉄道、広域路線バスや地域間幹線系統との接続により市街地などの広域的な移動手段が確保できる。
- ・地域住民（特に高齢者）の外出機会の増加につながり、住民の健康福祉の増進、地域の活性化に寄与することができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）」「表1」添付」

○「表1」添付資料

①運行系統図

②厚狭北部地域デマンド交通実証運行計画

③参考資料（1回当たりサービス提供時間）

○補助要件の具備

①要綱別表7のロ…別添「厚狭北部地域デマンド交通実証運行計画」参照

②要綱別表7のハ…平成27年1月から3月までは周知期間のため、厚狭北部便と平行して運行したが、平成27年4月からは厚狭北部便を減便し、

<p>厚狭北部の交通空白時間帯に運行している。</p> <p>③要綱別表 7 の二…前年度に続き本補助金制度を活用するもの</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>補助金交付要綱「表 2」添付</p>
<p>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>新興タクシー株式会社</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法</p> <p>該当なし</p>
<p>7. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p> <p>該当なし</p>
<p>9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p> <p>補助金交付要綱「表 5」添付</p>
<p>10. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>該当なし</p>
<p>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、地方公共団体、要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>該当なし</p>

<p>1 3. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>1 4. 協議会の開催状況と主な議論</p>	
<p>平成 26 年 3 月 27 日 （第 1 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域公共交通会議の設立について ・厚狭北部地域等におけるデマンド交通の実証運行について協議
<p>平成 26 年 6 月 23 日 （第 2 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・厚狭北部便の減便について
<p>平成 26 年 9 月 29 日 （第 3 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者決定に伴う、平成 26 年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画の修正について ・道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が整っていることの証明について
<p>平成 27 年 3 月 23 日 （第 4 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・厚狭北部便のダイヤ改正について
<p>平成 27 年 6 月 22 日 （第 5 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画について
<p>平成 27 年 7 月 30 日 （第 6 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について
<p>平成 28 年 1 月 12 日 （第 7 回会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について ・デマンド型交通の目的地（停車場所）の改善について
<p>以後、「年 3 回開催予定」</p>	
<p>1 5. 利用者等の意見の反映状況</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 2 月～平成 25 年 4 月、山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を開催（合計 6 回）し、市民の公共交通手段について協議した。 ・平成 25 年 12 月、自治会長及び民生児童委員へのアンケート調査を実施し、移動ニーズや利用意向等を把握し、運行計画に反映した。 	

- ・平成26年2月、既存の厚狭北部便の利用者に対して聞き取り調査を実施し、見直しにあたっての意向等を把握した。
- ・平成26年3月、地域公共交通会議の構成員として公募市民が参加した。
- ・平成26年5月、住民説明会を計3回開催した。
- ・平成26年10月～12月 運行エリア内の全26自治会にて利用方法や登録方法について説明会を開催した。
- ・平成27年10月、デマンド型交通について、運行エリア住民を対象にアンケート調査を実施したところ、JR厚狭駅周辺の個人病院への乗り入れの要望があったため、目的地に個人病院を追加できるよう関係機関と調整中である。
- ・平成28年 デマンド型交通の利用者を対象にアンケート調査を実施予定

16. 協議会メンバーの構成

区分	所属	備考
一般旅客自動車運送事業者	船木鉄道株式会社	
	サンデン交通株式会社	
	宇部市交通局	
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	山陽小野田タクシー協会	
市民	公募市民（3名）	
運輸局・運輸支局	中国運輸局 山口運輸支局	
運転者が組織する団体	船木鉄道株式会社 労働組合	
道路管理者	中国地方整備局山口河川国道事務所 宇部国道維持出張所	
	山口県 宇部土木建築事務所	
警察	山陽小野田警察署	
学識経験者	小野田商工会議所	
	山陽商工会議所	
	山口東京理科大学	
山陽小野田市	山陽小野田市 産業振興部長	
	山陽小野田市 観光課職員	
	山陽小野田市 都市計画課職員	

※向こう3年間、メンバー等の変更予定なし

運行系統の概要一覧

平成29年度地域内ライダー系統確保維持計画

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又は サービス提供時間	結節点(バス停・駅・港等)	運行態様	備考
1	新興タクシー株式会社	松ヶ瀬・平沼田 ・不動寺原線	厚狭北部1	月水金(祝日、12/29～1/3(連休))	6回/日	1. 1時間	地域対象地域間系統と接続(船木鉄道(株):厚狭駅～宇部中央系統と厚狭駅停留所にて接続)	区域運行 (デマンド型)	
2	新興タクシー株式会社	湯ノ峠・陽光台 ・山川線	厚狭北部2	月水金(祝日、12/29～1/4(連休))	6回/日	0. 9時間	地域対象地域間系統と接続(船木鉄道(株):厚狭駅～宇部中央系統と厚狭駅停留所にて接続)	区域運行 (デマンド型)	

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダーシステム) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ライダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
山口県 山陽 小野田市	新興タクシー 株式会社	(1) 厚狭北部1	674.5	1,226		デマンド型 ①	・地域対象地域間系統と接続(船 木鉄道(株)厚狭駅～宇部中央 系統と厚狭駅停留所にて接続) ・兼線に適したダイヤの設定	③	
		(2) 厚狭北部2	551.5		デマンド型 ①	・地域対象地域間系統と接続(船 木鉄道(株)厚狭駅～宇部中央 系統と厚狭駅停留所にて接続) ・兼線に適したダイヤの設定	③		
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計									
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				1,226					
								国庫補助 上限額 (千円)	9,850

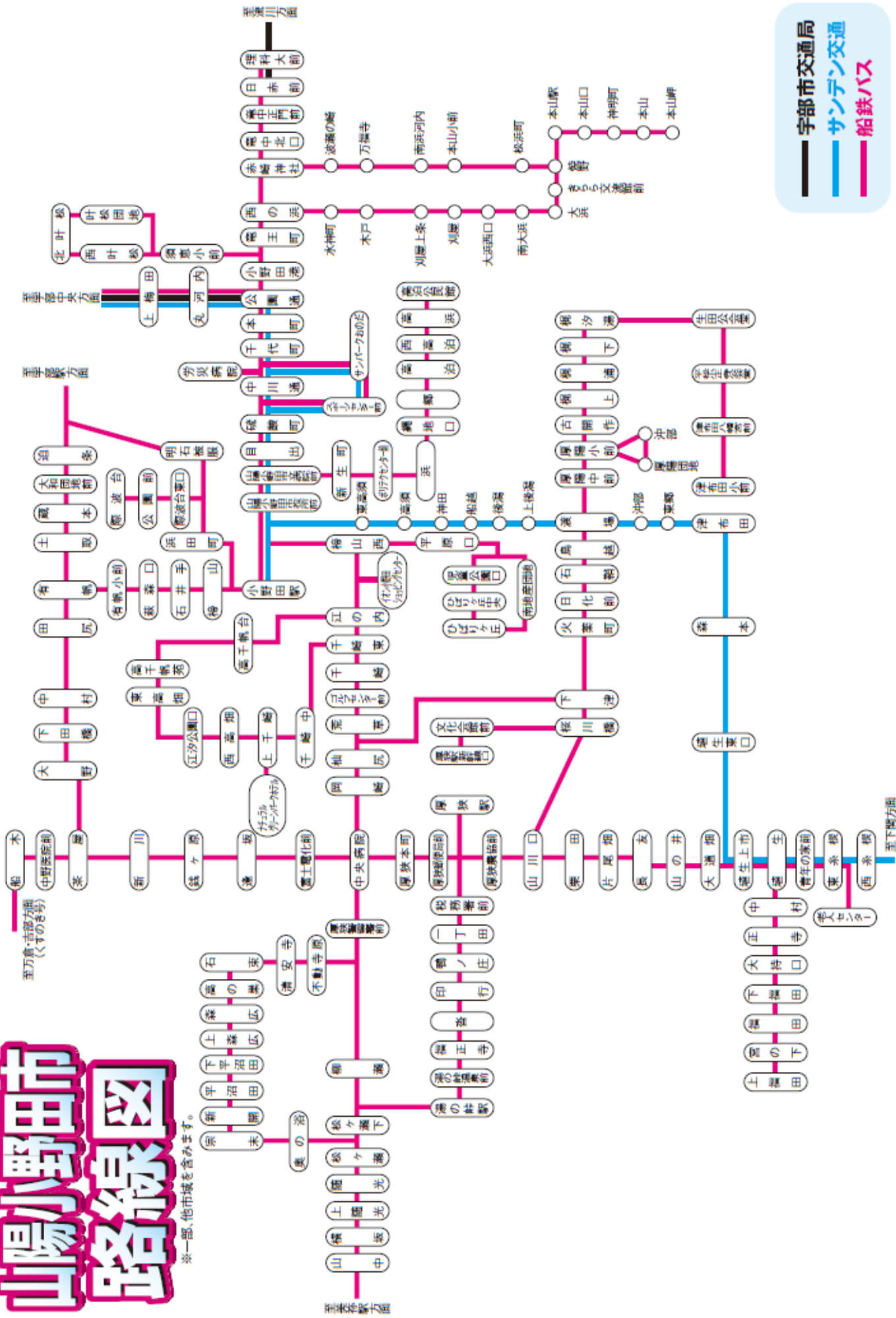
(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。



山陽小野田市 路線図

※一部、他市域を含みます。



— 宇部市交通局
— サンデン交通
— 船鉄バス

厚狭北部地域デマンド型交通運行計画

1. 目的

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保

2. 事業主体

山陽小野田市

3. 運行主体

新興タクシー株式会社

（運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込み）

4. 実証運行期間・本格運行

実証運行期間 平成27年1月5日～平成27年9月30日

本格運行 平成27年10月～

5. 対象エリア・対象者

次の26自治会範囲内に居住する住民のうち、事前に利用登録を行った方を利用対象者とする。

<対象エリア>

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

柳瀬、赤川、松ヶ瀬、随光、奥の浴、宗末、平沼田、森広、高の巣、粳の木、石束、不動寺原西、不動寺原東、緑ヶ原団地、厚狭緑ヶ丘、今市

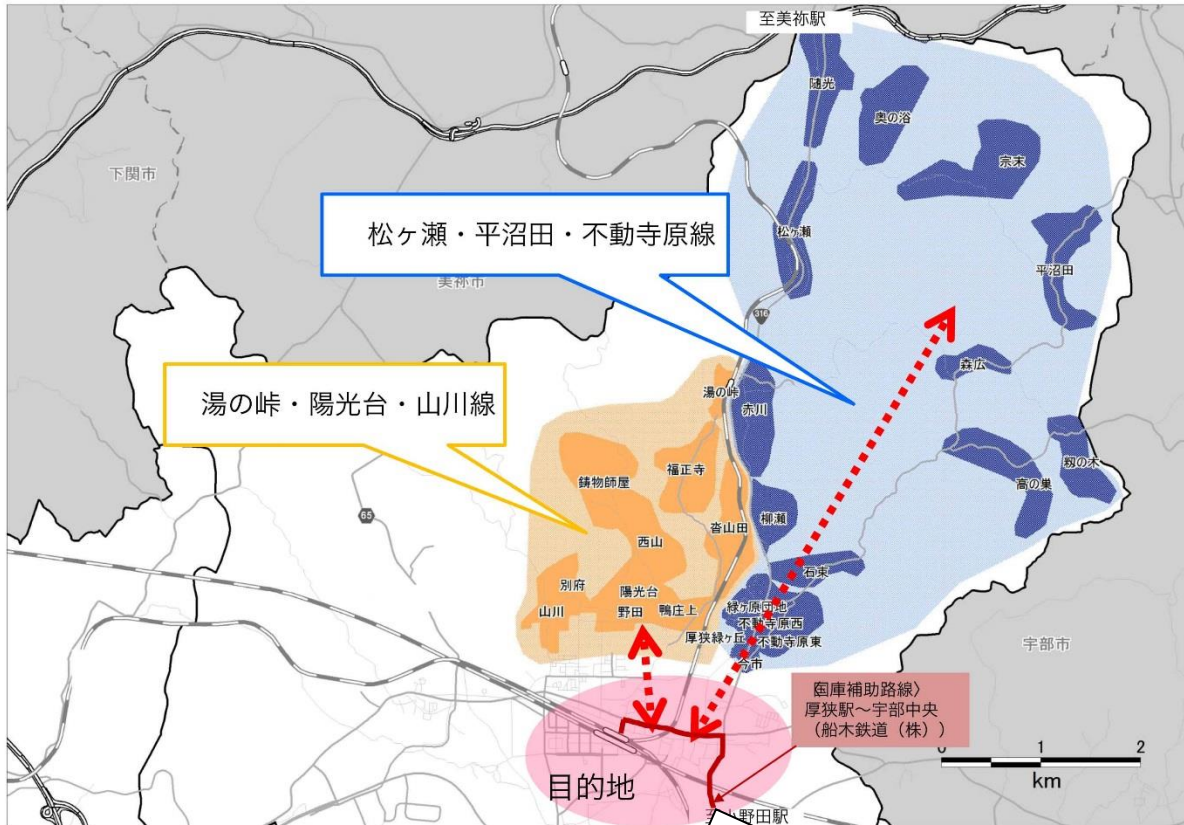
湯の峠・陽光台・山川線

湯の峠、福正寺、沓山田、鴨庄上、西山、鋳物師屋、陽光台、野田、別府、山川

<目的地側の乗降場所>

- ・厚狭駅（在来線口） ・厚狭駅（新幹線口） ・山陽総合事務所 ・不二輸送機ホール（山陽小野田市文化会館） ・山陽勤労青少年ホーム ・マックスバリュ厚狭店
- ・丸久厚狭店 ・ウエスタまるき厚狭店 ・J A山口宇部厚狭支店

【対象エリア図】



目的地側乗降場所の拡大



6. サービス内容

①運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ドア・ツー・ドア方式（基本ダイヤあり）

②運行日

月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

③運行便数

3往復／1日

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

上り

	1便	2便	3便
柳瀬	7:40	9:00	13:30
随光	↓	↓	↓
平沼田			
粳の木			
今市	↓	↓	↓
厚狭地域中心部	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便
厚狭地域中心部	10:30	12:00	15:30
今市	↓	↓	↓
粳の木			
平沼田			
随光	↓	↓	↓
柳瀬	↓	↓	↓

湯の峠・陽光台・山川線

上り

	1便	2便	3便
湯の峠	7:50	9:00	13:30
鴨庄上	↓	↓	↓
鋳物師屋			
山川	↓	↓	↓
厚狭地域中心部	↓	↓	↓



下り

	1便	2便	3便
厚狭地域中心部	10:30	12:00	15:30
山川	↓	↓	↓
鋳物師屋			
鴨庄上	↓	↓	↓
湯の峠	↓	↓	↓

④運行車両

- ・運行事業者所有の10人乗りジャンボタクシー車両で運行することを基本とするが、事業者が自社の営業で当該車両を使用する予定がある日は、セダンタクシー車両（複数）で運行する。
- ・便ごとの予約者数が基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダンタクシー車両）で続行便を運行する。
- ・事故等緊急時の対応のため、事業用の車両を確保する（基本車両1台、他 予備車両5台確保）。

表 運行車両のイメージ

基本車両（1台目）	追加車両（予約人数が基本車両の乗車定員を超える場合）
ジャンボ 	セダン 
セダン 	セダン 

⑤運賃

1乗車 300円

※利用促進策として回数券を発行する

<割引等>

- ・1歳未満は無料
- ・1歳以上小学生以下は150円
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、及びこれらの者を介助する者は150円

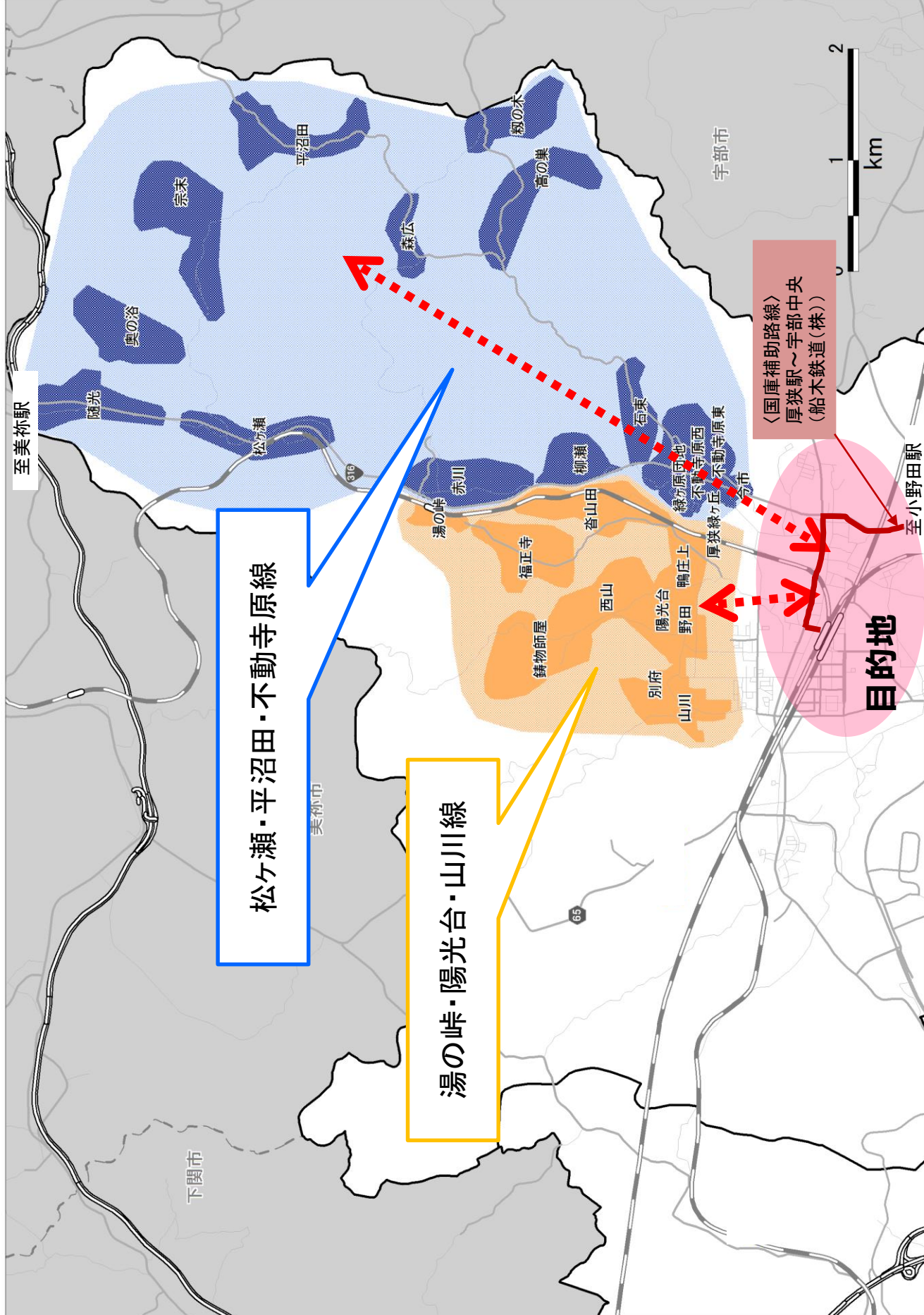
<回数券>

- ・300円×11枚綴り（販売価格：3,000円）
- ・150円×11枚綴り（販売価格：1,500円）

⑥予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・予約受付時間は6時～18時
- ・各便の予約締切は運行開始の30分前

例) 9:00 運行開始の便 → 当日 8:30 が予約締切



至美祢駅

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

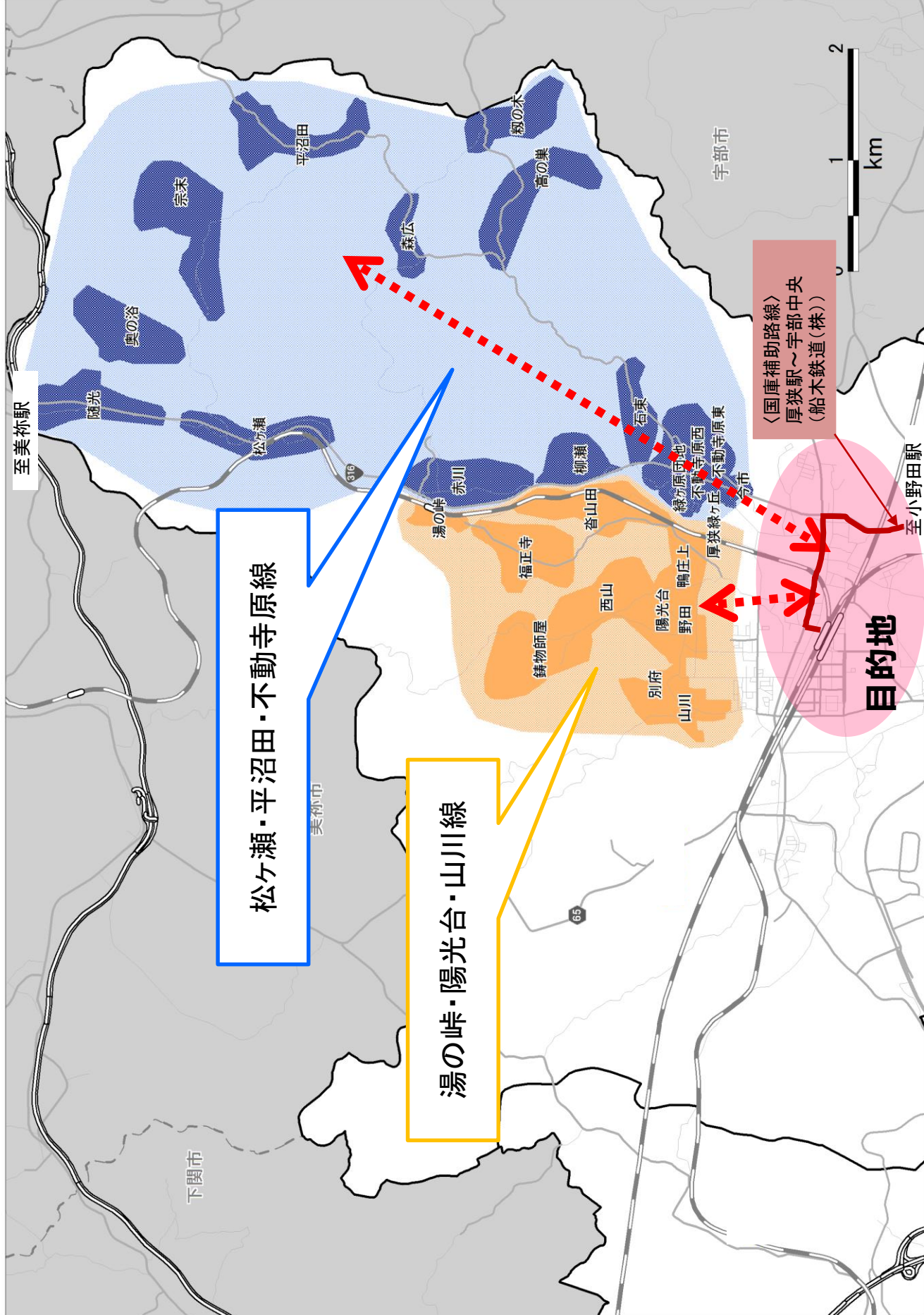
湯の峠・陽光台・山川線

〈国庫補助路線〉
厚狭駅～宇部中央
(船木鉄道(株))



目的地

至小野田駅



(参考資料) 1回当たりのサービス提供時間

エリア① サービス提供時間 7:30～16:40

7:30	7:40	8:40	8:50	9:00	10:00	10:30	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:30	15:30	16:30	16:40		
車庫	回送 10分	1便 柳瀬～厚狭駅(60分)	待機 10分	回送 10分	2便 柳瀬～厚狭駅(60分)	休憩 30分	10:30	休憩 30分	待機 20分	回送 10分	4便 厚狭駅～柳瀬(60分)	休憩 30分	5便 柳瀬～厚狭駅(60分)	休憩 60分	6便 厚狭駅～柳瀬(60分)	回送 10分	車庫

実運行時間 60分×6便+回送時間(10分×4回)=400分

待機時間 10分+20分=30分 (30分以上は休憩時間とした)

1回あたりの平均実運行時間 実運行時間400分÷運行回数6回=66.6分

1回当たりのサービス提供時間

1回当たりの平均実運行時間(66.6分)+(1日当たりの平均待機時間(30分))÷1日当たりの運行回数(6回)=71分≒1.1時間

エリア② サービス提供時間 7:40～16:30

7:30	7:40	7:50	8:40	8:50	9:00	9:50	10:30	11:20	11:30	12:00	12:50	13:30	14:20	15:30	16:20	16:30
車庫	回送 10分	1便 湯の峠～厚狭駅(50分)	待機 10分	回送 10分	2便 湯の峠～厚狭駅(50分)	休憩 40分	10:30	3便 厚狭駅～湯の峠(50分)	回送 10分	4便 厚狭駅～湯の峠(50分)	休憩 30分	5便 湯の峠～厚狭駅(50分)	休憩 70分	6便 厚狭駅～湯の峠(50分)	回送 10分	車庫

実運行時間 50分×6便+回送時間(10分×4回)=340分

待機時間 10分×1回(30分以上は休憩時間とした)

1回あたりの平均実運行時間 実運行時間340分÷運行回数6回=56.6分

1回当たりのサービス提供時間

1回当たりの平均実運行時間(56.6分)+(1日当たりの平均待機時間(10分))÷1日当たりの運行回数(6回)=58.2分≒0.9時間

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	新興タクシー株式会社	H27年度の実績を記入	29年度
------	------------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	447 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	447 千円
	営業費用	2,750 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,750 千円
	営業損益	▲ 2,303 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 2,303 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	2 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	318.3 時間	経常収支率	16.25 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	4,319円82銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	702円.16銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間		リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	厚狭北部1	松ヶ瀬	松ヶ瀬・平沼田・不動寺原	JR厚狭駅	144 日	604 回	1.1 時間	0.00 時間	0.0 時間	100.000%	664.4 時間	
	2	厚狭北部2	湯ノ峠	湯ノ峠・陽光台・山川	JR厚狭駅	144 日	604 回	0.9 時間	0.00 時間	0.0 時間	100.000%	543.6 時間	
	3												
	4												
合計		系統						2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,208.0 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	1	1,815,619 円	466,515 円	1,349,104 円	1,349,104 円	1,349 千円	674.5 千円		
	2	1,485,506 円	381,694 円	1,103,812 円	1,103,812 円	1,103 千円	551.5 千円		
	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		3,301,125 円	848,209 円	2,452,916 円	2,452,916 円	2,452 千円	1,226 千円	9850千円	1,226 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合										
		ホ×ワーヨ=ウ			ウーム=ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	2,403,573	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	1,966,560	円												
	3		円												
	4		円												
合計		4,370,133	円	3,144,133	円		%		%		%		%		%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダーシステム) 30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ライダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
山口県 山陽 小野田市	新興タクシー 株式会社	(1) 厚狭北部1	670.0	1,218		デマンド型 ①	*地域対象地域間系統と接続(船 木鉄道(株)厚狭駅~宇部中央 系統と厚狭駅停留所にて接続) *兼続に適したダイヤの設定	③	
		(2) 厚狭北部2	548.0		デマンド型 ①	*地域対象地域間系統と接続(船 木鉄道(株)厚狭駅~宇部中央 系統と厚狭駅停留所にて接続) *兼続に適したダイヤの設定			③
	(3)								
	(4)								
	(5)								
	(6)								
	(7)								
合 計									
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				1,218					
								国庫補助 上限額 (千円)	9,850

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	新興タクシー株式会社	30年度
------	------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	447 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	447 千円
	営業費用	2,750 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,750 千円
	営業損益	▲ 2,303 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 2,303 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	318.3 時間	経常収支率	16.25 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	4,319円82銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	702円.16銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間		リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ	ル	ワ				
山陽	1	厚狭北部1	松ヶ瀬	松ヶ瀬・平沼田・不動寺原	JR厚狭駅	143 日	600 回	1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	660.0 時間		
	2	厚狭北部2	湯ノ峠	湯ノ峠・陽光台・山川	JR厚狭駅	143 日	600 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	540.0 時間		
	3					日	回	時間	時間	時間	時間		時間		
	4					日	回	時間	時間	時間	時間		時間		
合計	系統							2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,200.0 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,803,595 円	463,425 円	1,340,170 円	1,340,170 円	1,340 千円	670.0 千円	9850千円	1,218 千円
	2	1,475,668 円	379,166 円	1,096,502 円	1,096,502 円	1,096 千円	548.0 千円		
	3	円	円	円	円				
	4	円	円	円	円				
合計		3,279,263 円	842,591 円	2,436,672 円	2,436,672 円	2,436 千円	1,218 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合										
		ホ×ワーヨ=ウ			ウーム=ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	2,387,656	円	/											
	2	1,953,536	円												
3		円													
4		円													
合計		4,341,192	円	3,123,192	円		%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダーシステム) 31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ライダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
山口県 山陽 小野田市	新興タクシー 株式会社	(1) 厚狭北部1	670.0	1,218		デマンド型 ①	・地域対象地域間系統と接続(船 木鉄道(株)厚狭駅~宇部中央 系統と厚狭駅停留所にて接続) ・兼線に適したダイヤの設定	③	
		(2) 厚狭北部2	548.0		デマンド型 ①	・地域対象地域間系統と接続(船 木鉄道(株)厚狭駅~宇部中央 系統と厚狭駅停留所にて接続) ・兼線に適したダイヤの設定	③		
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計									
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				1,218					
								国庫補助 上限額 (千円)	9,850

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	新興タクシー株式会社	31年度
------	------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	447 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	447 千円
	営業費用	2,750 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,750 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	318.3 時間	経常収支率	16.25 %	
営業損益	▲ 2,303 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 2,303 千円	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	4,319円82銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	702円.16銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	ワ				
			発地	営業区域	着地															
山陽	1	厚狭北部1	松ヶ瀬	松ヶ瀬・平沼田・不動寺原	JR厚狭駅	143	日	600	回	1.1	時間	0.0	時間	0.0	時間	100.000%	660.0	時間		
	2	厚狭北部2	湯ノ峠	湯ノ峠・陽光台・山川	JR厚狭駅	143	日	600	回	0.9	時間	0.0	時間	0.0	時間	100.000%	540.0	時間		
	3						日		回		時間		時間		時間				時間	
	4						日		回		時間		時間		時間				時間	
合計		系統								2.0	時間	0.0	時間	0.0	時間				1,200.0	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,803,595 円	463,425 円	1,340,170 円	1,340,170 円	1,340 千円	670.0 千円	9850千円	1,218 千円
	2	1,475,668 円	379,166 円	1,096,502 円	1,096,502 円	1,096 千円	548.0 千円		
	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		3,279,263 円	842,591 円	2,436,672 円	2,436,672 円	2,436 千円	1,218 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合										
		ホ×ワーヨ＝ウ			ウーム＝ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	2,387,656	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	1,953,536	円												
3		円													
4		円													
合計		4,341,192	円	3,123,192	円		円	%		円	%		円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	山陽小野田市
------	--------

山口県

(単位:人)

周南市	人口
人口集中地区以外	45,669
交通不便地域	45,669

財政力指数
0.67

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
45,669	山陽小野田市のDID地区 以外の地区	

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
45,669	$(45,669 \text{人} \times 150 \text{円}) + 300 \text{万円}$	9,850,350

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

